



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B52巻ーホテル及び宿泊施設**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B52 卷－ホテル及び宿泊施設

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B52 卷ーホテル及び宿泊施設

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## ホテル及び宿泊施設

### 産業に関する記述

「ホテル及び宿泊施設」産業は、ホテル、モーテル及びインを含む、宿泊施設を提供する企業から構成される。この産業は競争が激しく、主として大規模なホテルチェーンが含まれ、顧客は、サービスの品質及び一貫性、場所の利用可能性、価格及びロイヤルティ・プログラム特典を含む、幅広い要因に基づいて購入の意思決定を行う。ビジネスは以下の1以上の方法により組成されることが多い。すなわち、客室賃貸及び料飲販売を含むホテル・サービスから生じる直接的な売上、資産管理から生じる報酬売上を伴う管理及びフランチャイズ・サービス、並びに住居区画の販売から生じる売上を伴う休暇用住居の所有である。

注：「ホテル及び宿泊施設」産業の一部の企業は、「飲食店」産業の活動にも従事している。このような活動のための SASB 基準は、「飲食店」産業の基準に示されている。本基準の目的において、ホテル及び宿泊施設企業は料飲サービスを提供しないと想定しているため、食品安全、廃棄及び調達といった、料飲を提供する企業にとって重要性がある (material) 場合がある論点は、この産業別基準においては対象としていない。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
エネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ(%)	SV-HL-130a.1
水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	千立方メートル(m <sup>3</sup> )、パーセンテージ(%)	SV-HL-140a.1
気候変動への適応	100年確率洪水地帯にある宿泊施設の数	定量	数	SV-HL-450a.1

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリ	測定単位	コード
利用可能な宿泊室 (room-nights) 数	定量	数	SV-HL-000.A
平均稼働率 <sup>91</sup>	定量	比率	SV-HL-000.B
宿泊施設の総面積 <sup>92</sup>	定量	平方メートル (m <sup>2</sup> )	SV-HL-000.C
以下の宿泊施設の数及び割合 (1) 管理されたもの、(2) 所有及びリースによるもの、(3) フランチャイズによるもの	定量	件数、パーセンテージ (%)	SV-HL-000.D

<sup>91</sup> SV-HL-000.B に関する注記 – (1)稼働宿泊室 (room-nights) 数を(2)すべての施設における利用可能な宿泊室 (room-nights) 数で除した数として測定される。

<sup>92</sup> SV-HL-000.C に関する注記 –報告期間内の一部でも所有、運営、リース、又はフランチャイズされた施設が範囲に含まれる。

## エネルギー管理

### トピックサマリー

ホテルの建物を運営するには、著しい(significant)量のエネルギー資源を必要とし、これはホテルの営業費用の大部分を占めている。この産業の電力使用量の大部分は商業的に購入されている。購入した電力は、間接的に温室効果ガス (GHG) 排出の放出につながり、気候変動の大きな要因となっている。この産業の会社は、営業費用と環境上の影響 (impact) を削減し、これまで以上に環境上のサステナビリティに懸念のあるゲストからの評判を改善するために、エネルギー管理のベスト・プラクティスを導入している。

### 指標

#### SV-HL-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示しなければならない。
  - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーが含まれる。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含まれる。
  - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみが含まれる。
  - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ~~、米国エネルギー省 (DOE) 、又は米国エネルギー情報局 (EIA) から取得した~~、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量をエネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
  - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量をエネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
  - 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー (再生可能エネルギー証書 (REC) 又は原産地保証 (GO) を明示的に含む再生可能電力購入契約 (PPA) を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネ

ルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合) が含まれる。

- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、当該企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) し (すなわち売却せず)、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する必要がある。
- 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、当該企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) 又は交換 (replace) し、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
- 3.3.3 企業の支配又は影響 (influence) の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
  - ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
  - ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム (ATFS) ) で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0 (2017 年) 若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準 (RPS) において適格となる材料 (又はこれらの複数のもの) に限られる。~~
- 4 企業は、燃料使用量 (バイオ燃料を含む) の HHV の使用及びキロワット時 (kWh) の GJ への変換 (太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合) 等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

## 水管理

### トピックサマリー

ホテルの建物を運営するには、相対的に大量の水資源が必要である。水はこの産業で最大の営業上のコストではないものの、水の利用可能性の低下や著しい(significant)価格上昇は、財務成績に影響 (impact) を与える場合がある。この影響 (impact) は、供給の制約により水ストレス地域で特に深刻になる場合がある。この産業の企業は、営業費用と環境上の影響 (impact) を削減し、これまで以上に環境上のサステナビリティに懸念のあるゲストからの評判を改善するために、水管理のベスト・プラクティスを導入している。

### 指標

#### SV-HL-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 1.1 水資源には、地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水が含まれる。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
  - 2.1 淡水は、企業が営業を行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、米国地質調査所によると百万分の 1,000 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。
  - 2.2 米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 3.1 消費水量は以下のように定義する。
    - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
    - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
    - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。
- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水を、総取水量に対する割合で開示しなければならない。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水を、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

## 気候変動への適応

### トピックサマリー

気候変動にさらされた地域で営業しているホテルは、悪天候や洪水などの物理的な気候リスクの影響（impact）を受ける場合がある。悪天候は施設に損害を与え、オペレーションを混乱させ、それにより資産価値及び売上を減少させる場合がある。さらに、ホテルは、沿岸地域にある建物の保険料の値上りに直面する場合があったり、又は当該施設に保険を掛けることができない場合があったりする。ホテルの運営業者は、気候の影響にさらされた、売上を生み出す施設を維持するために、海面の上昇、ハリケーン、及び洪水などの気候トレンドの変化に適応する必要がある可能性が高い。

### 指標

#### SV-HL-450a.1. 100年確率洪水地帯にある宿泊施設の数

- 1 企業は、100年確率洪水地帯に位置する宿泊施設の数を開示しなければならない。
  - 1.1 100年確率洪水地帯は、任意の年に1%以上の確率で洪水が生じる土地区域と定義する。このような区域は、1%年確率洪水、1%年超過確率洪水、又は100年洪水の対象とも呼ぶ場合がある。
    - 1.1.1 100年確率洪水地帯の例には、沿岸氾濫原、主要河川沿い氾濫原、低地の浸水による洪水の対象となる区域がある場合があるが、これらに限定されない。
  - ~~1.2 米国に所在する宿泊施設の場合、100年確率洪水地帯には、米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）が特別洪水危険地帯（SFHA）として指定した土地を含める。~~
    - ~~1.2.1 SFHA は、任意の年に1%以上の確率で洪水が生じる氾濫原の土地面積と定義する。その領域は、米国洪水保険制度に従って、ゾーン A、AO、AH、A1-30、AE、A99、AR、AR / A1-30、AR / AE、AR / AO、AR / AH、AR / A、VO、V1-30、VE、Vとして、該当する洪水保険率マップで指定する場合がある。この定義は、U.S. 44 CFR 59.1に基づく。~~
- 2 開示の範囲には、宿泊施設が所在する国に関係なく、100年確率洪水地帯にある宿泊施設すべてを含めなければならない。